

お知らせ掲示板

くらし

7月は固定資産税第2期の納期です

納期限は7月31日です。納期限までに支払ってください。

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。希望する方は近くの金融機関、郵便局またはインターネットで申し込みください。詳しくは、市ホームページへ。

また、納付書に「地方税統一QRコード」があれば、全国の地方税統一QRコード対応金融機関や地方税お支払サイト、スマホ決済アプリ等で市税の納付ができます。利用方法等については地方税お支払サイトを確認ください。

【熊本市ホームページ】 【地方税お支払サイト】



(納税課 ☎328-2204)

熊本地震に係る固定資産税等の特例措置実施

熊本地震により被災した家屋に代わるものとして取得した家屋に対する固定資産税・都市計画税について、次の特例措置を設けています。

【被災代替家屋に係る固定資産税等の特例】

熊本地震により半壊以上の被害を受けた被災家屋の代替家屋を取得した場合に、その翌年から4年度分限り固定資産税・都市計画税が2分の1に軽減されます。

【取得期間の要件】平成28年(2016年)4月14日から令和7年(2025年)3月31日までに取得されたもの

なお、市ホームページに手続きの案内と申請様式を掲載しています。

(固定資産税課 ☎328-2195)

7月1日は「AEDの日」です

平成16年7月1日にAED(自動体外式除細動器)の使用が一般市民にも認められたことから、7月1日は「AEDの日」とされています。

AEDが必要な場面に遭遇した場合、迅速かつ適切にAEDを使用できることが重要です。

AEDは、電源を入れると操作手順を音声メッセージで知らせてくれるので、誰でも安全・簡単に使うことができます。

AEDの場所を日頃から確認しておき、使い方を理解しておきましょう。

また、本市では市民が参加、主催する各種行事などにAEDを無料で貸し出しています。ぜひ活用ください。

詳しくは、市ホームページへ。

(医療対策課 ☎364-3300)



監査結果を公表しています

【場】情報公開窓口(市庁舎地下1階)、市立図書館・分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室、市ホームページ 【因】令和5年度一般・特別会計定期監査(財務・工事)報告書、令和5年度行政監査報告書「公の施設における使用料等の減額又は免除について」※監査報告書とは、事務や工事のやり方が適正で合理的であったかなどについて、監査委員が調査した結果をまとめたものです。

(監査事務局 ☎328-2763)

市営住宅の通年募集(募集団地一覧の更新)

【因】事前に指定した入居促進住宅(エレベーターのない団地や棟で、入居率がおおむね8割以下の住宅や、募集を行っても入居がなかった住宅)※対象の住宅は、7月2日(火)から市ホームページに一覧を掲載します。

【申込】先着順で受け付け 【因】①7月5日(金):午前9時半～午後3時②7月8日(月)～:午前9時～午後4時 【場】①国際交流会館大広間A・B②市営住宅管理センター(市庁舎9階)

【共通】因中央・北・西区は(☎327-5101)、東・南区は(☎311-7833)

詳しくは、市ホームページへ。

※市営住宅が360度動画で確認できます。間取りや校区などの条件を絞って検索できるページを開設しました。



検索ページQRコード

※現在募集中の通年募集団地についてはこれまで通り申し込み受け付けを行います。

(市営住宅課 ☎328-2461)

花火による火災ややけどを防ぎましょう

「花火」を安全に楽しむためには、大人が子どもに対して正しい「花火」の取り扱いや火災の怖さを指導することが必要です。

一花火を安全に遊ぶポイント

- 1 風の強いときは花火をしない。
- 2 燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ。
- 3 こどもだけでなく大人と一緒に遊ぶ。
- 4 説明書をよく読み、注意事項を必ず守る。
- 5 水バケツを用意し、使った花火は必ず水につける。

(消防局指導課 ☎363-7173)

台風への備えはできていますか?

これから出水期に入り、台風の発生も多くなっていきます。次の点に注意して準備をしましょう。

- ・強風で飛ばされそうな屋外の物品は、固定するか、屋内へ収納する。
- ・シャッターや雨戸は、事前に立て付けなどの確認をし、必要に応じて補強をする。

- ・避難の際に必要な「非常持ち出し品」、「非常備蓄品」などを準備する。
- ・自宅や職場周辺の危険箇所の確認、指定されている避難場所および避難所への経路を確認する。
- ・台風の進路、気象情報など最新の情報を入手する。

風が強くなってから行動することは非常に危険ですので、不要な外出は控え、「自分の身は自分で守る」という心構えで、早めの台風対策、避難行動を心掛けましょう。

(消防局警防課 ☎363-0229)

各種証明書コンビニ交付サービスのメンテナンス実施

以下の日程で、コンビニ交付サービスのメンテナンスを実施します。メンテナンス中は、コンビニ交付サービスが停止します。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【メンテナンス日】7月17日(水)

【対象の証明書】すべての証明書

※メンテナンスの終了時刻は前後する可能性があります。

(地域政策課 ☎328-2067)

省エネのためにエアコンフィルターを掃除しよう

エアコンのフィルターが目詰まりしていると、冷暖房の効率が下がり、無駄な電気を使います。本格的な夏が始まる前に掃除しましょう。2.2kWのエアコンのフィルターを月に1、2回掃除した場合、年間で電気を約32kWh省エネ、CO₂を約16kg削減、約990円の節約ができます。その他にもレースのカーテンなどで日差しをカットする、室外機の吹出口に物を置かないなどに取り組み、省エネにつなげましょう。

(脱炭素戦略課 ☎328-2355)

交通遺児援助基金にご協力ください

本市に住む小・中学生で、交通事故で親を失った方、父または母が交通事故で重度の後遺障害を患った方に対し、以下の援助を行っています。

【就学援助金の支給】交通遺児の小・中学校入学および中学校卒業時に、就学援助金を支給。

【図書カードの支給】教育用品購入補助として、交通遺児に図書カードを支給。この援助は、皆さんから協力いただいた交通遺児援助基金で運営しています。

市庁舎1階ロビーにも募金箱を設置していますので、ご協力をお願いします。

この基金に賛同いただける方は、生活安全課へ。

詳しくは、市ホームページへ。

(生活安全課 ☎328-2397)



「客引き行為」は利用しない! ついていけない!

「客引き行為」とは、通行する人等の

中から相手方を特定した上で呼びかけ、通行を妨げる等して客となるよう誘う行為のことです。本市では、客引き行為等禁止地区において、このような「客引き行為」をしたりさせたりすること等を条例で禁止しています。

「客引き行為」の誘いで行った店舗で料金トラブル(ぼったくり)に遭ったという事案も発生しています。客引きには、決してついていけないようにしましょう。

(生活安全課 ☎328-2397)

Ezukoナビ～水前寺江津湖公園のいろいろをスマートフォンで案内～

水前寺江津湖公園のさまざまな情報をスマートフォン上の地図で案内するEzukoナビの運用を開始しました。歴史・自然・施設・ルートガイドなど江津湖のおすすめを紹介。英語、中国語、韓国語にも対応。

江津湖の散策や観光案内の際に活用ください。



(花とみどり協働課 ☎328-2352)

化学物質過敏症をご存じですか

化学物質過敏症はさまざまな製品に含まれる微量の化学物質に敏感に反応し、頭痛や全身倦怠感などさまざまな症状が現れる病気です。また、柔軟剤、香水などの香料に含まれる化学物質に過敏に反応し、体調不良を引き起こす方もいます。

化学物質によりこのような症状が誘発され、苦しんでいる方が近くにいる場合は柔軟剤や香水などの使用を控えるようお願いします。

(生活衛生課 ☎364-3187)

第74回「社会を明るくする運動」熊本市推進大会を開催します【無料】

【因】7月2日(火)午後1時～【場】市民会館シアーズホーム夢ホール【題】「刑事法をめぐる被害に向き合おう」【師】岡田 行雄さん(熊本大学法学部教授)【定】800人【申】当日直接会場へ

社会を明るくする運動とは、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築くことを目指した全国的な運動で、「幸福(しあわせ)の黄色い羽根」がシンボルマークです。

犯罪や非行をした人たちの再スタートとそれを支える人たちを応援するメッセージとして、今年度も7月1日から2日間、熊本城の天守閣をイメージカラーの黄色にライトアップします。

(生活安全課 ☎328-2397)

くらしの中の人権 127

刑を終えた出所者等に関する人権問題

刑を終えて出所した人は、本人に更生の意欲があっても、周囲の偏見や差別意識などから、就職や入居などの面で社会に受け入れられないなど、現実には極めて厳しい状況です。

また、その家族の人権が侵害されることもあります。

たとえ罪を犯した人であっても、罪を償って、地域社会に戻ってくればみんな同じ市民です。社会復帰するにあたって、何よりも重要なのは本人の意志ですが、周囲の方々の理解と協力が不可欠です。

7月1日は「更生保護の日」であり、7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。

この機会に、犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの立ち直りについて考えてみませんか。

(人権政策課 ☎328-2333)

委員募集

熊本市消費者行政推進委員会

消費者行政の充実を図るため消費者の立場から消費生活に関わるさまざまな課題について意見を聞くための委員を募集します。

【任期】選定日～令和8年3月31日

【対象】本市に住むか通勤・通学する18歳以上の方、本市のほかの審議会等の委員を5つ以上兼務していない方、消費者行政に関心があり、年2回程度開催する委員会に出席できる方

【定員】1人(小論文・面接による選考)

詳しくは、市ホームページまたは消費者センター(☎353-5757)へ。

(消費者センター ☎353-5757)